

## ElectronicPartsMaker 使用許諾契約書

本契約書をよくお読みください。**ElectronicPartsMaker**（以降、「プロダクツ」と記載）をインストール、コピー、また他の方法で使用した場合、お客様は本使用許諾契約書の諸条件を承諾したことになります。

もし本使用許諾契約書の諸条件に同意されない場合は、このプロダクツを使用してはなりません。

本使用許諾契約書はユーザ（個人または団体）と株式会社ソフトウェアクレイドルとの間に法律的に有効な合意書としてこのプロダクツの使用を制定します。このプロダクツはコンピュータソフトウェアを含みますが、付属のメディア、印刷物、電子または「オンライン」書類をも含む場合があります。

株式会社ソフトウェアクレイドルはユーザに本使用許諾契約書の条件に従う限りにおいて、本プロダクツを使用する非独占的なライセンスを許諾します。

このプロダクツの所有権は株式会社ソフトウェアクレイドルが保持しています。このプロダクツは日本国著作権法および国際著作権条約その他の知的財産法と条約により保護されています。このプロダクツはライセンスされるものであり、販売されるものではありません。

株式会社ソフトウェアクレイドルはこのプロダクツとその付属資料に関して、商品性および特定の目的に対する適合性を含む保証、またその他いかなる保証を、明示たると黙示たるとを問わず一切いたしかねます。

いかなる場合にも株式会社ソフトウェアクレイドルはこのプロダクツとその付属資料を買い求めた、あるいは使用することから生じる、あるいはそのことに関する一切の損害の賠償責任を負いかねます。これらには、特別、付随的、偶発的、派生的、間接的、または結果として発生する損害を含み、原因および事由を問いません。

この合意書は日本国の法律に基づくものです。